



受動喫煙防止対策の強化に向け署名活動 妥協ない「健康増進法改正案」成立を

公益社団法人日本看護協会（会長：坂本すが、会員71万人）は、5月25日から受動喫煙防止対策の法制化に向けた署名活動を始めました。

本会は、受動喫煙防止対策を強化する「健康増進法改正案」を、例外・特例を設けずに早期に実現することを強く求めています。喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは既に疫学的に示されている周知の事実です。さらに、喫煙者本人のみでなく、受動喫煙というかたちでタバコを吸わない人々にまで健康被害を及ぼし、受動喫煙が原因となる年間死亡者数は1万5千人を超えると推計されています。とりわけ女性については、妊娠・出産期の受動喫煙による健康被害が、母体だけでなく胎児にまで及びます。

わが国では、喫煙率は年々少しずつ下がってはきましたが、喫煙率やタバコ消費量でも多くの先進国を上回っています。加えて、喫煙習慣の若年齢化の問題があります。喫煙期間・喫煙量の増加により健康へのリスクが高まること、若年でタバコを吸い始めると喫煙中止の成功率が低くなることも報告されており、深刻な状況です。このような現状に対し、受動喫煙対策は非常に重要です。

既に、多くの国では、飲食店などのサービス産業も含めた「全面禁煙」が法制化されています。わが国でも、家庭や職場、公共の場であっても、喫煙しない人の健康が守られ、妊婦や若年層をはじめ、タバコを吸わない人が受動喫煙のリスクにさらされることのない社会が実現されなければなりません。

受動喫煙防止策の強化に向け厚生労働省がとりまとめた「健康増進法改正案」については、反対・慎重側の声が大きく、与党での法案審議が進まない状況です。第193回国会に提出されない、あるいは、反対・慎重意見と調整をとった妥協案が提出されることになれば、人々の健康に関わり、支える看護専門職として、到底容受できるものではありません。このような状況を受け、保健・医療の一翼を担う専門職能団体として、本会も例外・特例を設けず本法案を早期に実現するため、都道府県看護協会と連携し署名活動を開始しました。健康な社会・地域づくりを望む大きな声を届け、一日も早く例外・特例を設けない「健康増進法改正」の実現を願います。

報道関係の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。